

町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年(2018年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

町田市障がい者施策推進協議会条例（平成２２年１０月町田市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「第８８条第９項」を「第８８条第１０項」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

町田市障がい者施策推進協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。 (1) 略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）<u>第88条第10項</u>に規定する事項 2 略	(所掌事務) 第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。 (1) 略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）<u>第88条第9項</u>に規定する事項 2 略